

令和元年度
障害者を対象とした福井県職員採用試験概要

- 申込書配布開始日 : 6月26日(水)
- 受付期間 : 8月13日(火)～9月3日(火)
- 第1次試験 : 10月27日(日)
- 第1次試験会場 : 福井県社会福祉センター(福井市)
福井県立大学小浜キャンパス(小浜市)

※申込書は6月26日(水)にホームページにも掲載します。

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	5人	知事部局、教育委員会等の各課および出先機関における一般事務に従事
警察事務	2人	警察本部および警察署に勤務し、警察事務に従事
小・中学校事務	2人	市町立の小・中学校に勤務し、学校事務に従事

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

※ 小・中学校事務で合格し採用された場合、身分が市町職員となりますので、県職員(県立学校事務職員を含む。)との人事交流はありません。

2 受験資格

次の要件をすべて満たす者

- (1) 昭和35年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者
 - ① 身体障害者手帳
 - ② 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
 - ③ 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
 - ④ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者(小・中学校事務を除く。)
- ② 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

3 試験の方法

次により、第1次試験と、第1次試験合格者に対して第2次試験を行います。

なお、筆記試験は高等学校卒業程度で行います。

(1) 第1次試験

試験種目 【配点】	内 容
教養試験 【100点】	公務員として必要な一般的知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。 [120分]

(2) 第2次試験

試験種目 【配点】	内 容
作文試験 【60点】	課題に対する論理的思考・表現力等について、記述式の筆記試験を行います。 [60分]
口述試験 【160点】	受験者の人柄、性格等をみるために個別面接により行います。

(3) その他

受験資格の確認	第1次試験の合格者に対し、受験資格の有無について証明書、手帳等で確認します。
---------	--

※ 最終合格者は、第1次試験および第2次試験の成績を総合して決定します。

4 試験地

第1次試験は、次の2か所のうち、受験者の希望する試験地で受験できます。

- ① 福井会場 ② 小浜会場

5 試験の日時および場所

区 分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和元年10月27日(日) 午前9時～11時30分	①福井会場 福井県社会福祉センター (福井市光陽 2-3-22) ②小浜会場 福井県立大学小浜キャンパス (小浜市学園町 1-1)
第2次試験	令和元年11月24日(日) (予定)	第1次試験合格者に交付する第2次試験受験票に記載して通知します。(試験地は、福井市を予定しています。)

6 合格者の発表

区 分	発表の日時	方 法
第1次試験 合格者	令和元年11月8日（金） 午前9時	合格者の受験番号を福井県庁1階の掲 示板および福井県人事委員会事務局の ホームページに掲載するほか、合格者には郵便で通知します。
最終合格者	令和元年12月中旬 （第2次試験日に発表します。）	合格者の受験番号を福井県庁1階の掲 示板および福井県人事委員会事務局の ホームページに掲載するほか、第2次試 験受験者全員に合否の結果を郵便で通 知します。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験手続

受験手続はインターネット経由（電子申請）による申込み、郵送または持参による申込みの2通りあります。

(2) 受付期間

令和元年8月13日（火）から9月3日（火）まで

8 受験上の配慮事項

(1) 視覚障害（または読字障害）のある方は、その障害の程度により、以下の方法による受験ができます。

- ① 点字による試験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用可能）
- ② 試験時間の延長（拡大文字による試験と併用可能）
- ③ 拡大文字による試験

(2) 聴覚障害のある方は、試験官の説明事項を書面で伝達するほか、面接時に手話通訳者を同席させることができます。

(3) 上肢機能障害等で筆記が困難な方については、作文試験時にパソコンによる解答ができます。

(4) その他、受験において何らかの配慮（補装具等の持込使用、面接時における就労支援機関職員の同席等）を希望される場合は、試験実施上支障のない範囲で配慮します。

9 お問い合わせ先

福井県人事委員会事務局	〒910 - 8580 福井市大手3丁目17番1号（福井県庁6階） TEL：0776-20-0593 直通
-------------	--